

情報倫理 ハンドブック

改訂版



●著作権法の例外規定（引用と私的使用）

基本的に、著作物の利用には著作権者の許諾が必要ですが、一定の条件を満たせば、**許諾なしでも利用できる**場合があります。

いくつか種類がありますが、以下の2つは押さえておきましょう。

引用

公表された著作物に関しては、**引用**して利用することができます。ただし、引用と認められるには以下を満たす必要があります。

- ☒ 引用する必然性がある
- ☒ 引用した文章が、原文そのままである（変更されていない）
- ☒ かぎ括弧を付けるなど、引用部分が明確に区別されている
- ☒ 自分の著作物が主であり、引用する著作物が従である
- ☒ 引用元の出どころが明示されている
- ☒ 内容の改変をしていない

私的使用

私的使用のための複製とは、家庭内かつ仕事以外の目的で、著作物を複製することです。つまり、**個人・家庭内などの限られた範囲内**で使用する場合には、著作物を複製することができます。ただし、コピーコントロールなど、技術的保護手段を回避して複製することは禁じられています（2012年改正）。

※市販のソフトウェアなど、別途、使用許諾契約が定められている場合は、その内容に従わなければなりません。

●著作権とデジタルデータ

▶ 46～47 ページ参照

デジタルデータの文章、画像、音楽、動画などは、コピーや配布が比較的簡単にできてしまいます。そのため、著作権侵害の問題が大きくなり、デジタルデータの著作権について、**著作権法の改正**など時代に合わせた対応が議論され実施されています。

☒ 違法ダウンロードの刑事罰化（2012年改正）

著作権を侵害するデータを、インターネット上に違法にアップロードされていると知りながら、録画・録音する行為（ダウンロード）は、私的使用に該当しない（違法）と明記されました。

☒ 出版権の電子書籍への対応（2014年改正）

電子書籍にも出版権が認められ、著作権者だけでなく電子書籍の出版権を持つ出版社が、インターネット上に違法アップロードされた出版物（いわゆる海賊版）の差し止めを行えるようになりました。

☑️ 海賊版対策の強化 (2020 年、2023 年改正)

海賊版対策として、違法コンテンツへのリンク集を掲載する Web サイトやアプリへの法規制が強化、違法コンテンツのダウンロードに対する規制も強化されています。また、海賊版被害に対する損害賠償額算定の見直しなども行われています。

一方で、スクリーンショットやインターネットでの生配信などへの写り込みの権利制限は緩やかになりました。

☑️ 放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化 (2021 年 改正)

放送番組での利用を定める権利制限規定をインターネット同時配信へも拡充し、利便性向上やコンテンツ産業の振興を図りました。

☑️ 図書館関係の権利制限規定の見直し (2021 年 改正)

絶版などにより一般的に入手困難な資料を国立国会図書館によるインターネット送信や、図書館等による図書館資料のメール送信などを可能としました。

☑️ 立法・行政における公衆送信等を可能にする措置 (2023 年 改正)

立法または行政の内部資料について、クラウドなどを利用して著作物を共有することを可能としました。また、特許審査等の行政手続きや裁判手続きなどについてもデジタル化に対応し、著作物を公衆送信できるよう規定の整備が行われています。

● 著作権と AI

📖 46 ページ参照

インターネット上の膨大なデータで学習することで、精度の高い学習機能を備えた次世代型 AI (人工知能) による学習が可能になり、クリエイティブな成果物を作ったり、人間らしいコミュニケーションを行ったりする、生成 AI が注目されています。一方で、AI に係る著作権について、新たに考慮すべき内容が議論されています。

① 学習データの著作権

AI の機械学習を実装する際、膨大な学習データが必要となります。単なる事実の記録を学習データとして使用する際には、創作物ではないため問題がありません。しかし、画像データや言語データなどは、著作物であるため注意が必要です。現行の日本の著作権法では、情報解析で使用するのであれば、作者の許諾なしに著作物を複製・保存することができます。しかし、著作権は問題でなくても、不正競争防止法や個人情報保護法など関連する法律に抵触する可能性があります。

② AI による創造物の著作権

AI をひとつの道具として用いて創作した物は、作者に著作権が認められます。一方で、AI が自律的に生成した物は著作物とは認められず、現行の法律下では著作権が認められません。しかし、「自律的」という定義が曖昧で難しく、議論が続けられているところです。

！ 生成 AI による著作権問題

企業においても、文章や画像などを生成する AI サービスによる業務の生産性の向上など幅広い分野での活用が期待されています。

一方で、対話型人工知能「ChatGPT」をはじめとする生成 AI を巡る訴訟が相次いで起こっています。例えば、生成 AI に特定の作者の作品を学ばせて似たような作品を生み出す「なりすまし被害」も起きており、文化庁では著作権法などの法整備やその考え方を周知・啓発していくとしています。

02. 肖像権を尊重する

肖像権とは人の肖像（人物の姿を写したり、似せたりした写真、絵、彫刻など）に関する権利です。例えば、自分の写真を無断で撮影されたり、公開されたりすることを拒否することができます。

肖像権には、主に「プライバシー権」と「パブリシティ権」の2つの観点があります。

① プライバシー権（人格権）

一般人、有名人を問わず、**すべての人に認められる権利**です。

断りもなく、私生活の写真を撮って公開すると、プライバシー権を侵害する恐れがあります。

② パブリシティ権（財産権）

有名人の写真など、**肖像が財産的価値を生む**場合に発生します。タレントの写真を、本人の許可なく不特定多数に公開するなどといった行為は、この権利を侵害していることになります。

04.AI の利活用

近年では AI 技術が生活のさまざまな場面で活用されています。一方で、著作権侵害の問題、情報漏えいの問題など、AI 活用におけるさまざまな懸念点が議論されています。

例えば、生成 AI で作成した画像が他の作品に酷似していたり、対話型生成 AI に入力した個人情報やプライバシーに関する情報が、生成 AI の機械学習に利用されたりしてしまう恐れもあります。

AI の特性を理解し、上手く活用していきましょう。

✓ 生成 AI で作成したデータを利用する際は、慎重に吟味する

- ☐ 他者の権利を侵害しないか確認する
- ☐ 簡単な翻訳や文章チェック、情報収集など AI の特性を生かす

✓ 情報を入力するときは、入力する情報の内容を精査する

- ☐ 個人情報やプライバシーに関する内容、機密情報は入力しない
- ☐ 規約を確認し、入力内容が機械学習に利用されない設定を行う

05.その他

その他にも、日常的にパソコンやインターネットを利用する中でリスクについても注意しましょう。

①ワンクリック詐欺

悪質な Web サイトの中には、ページを開くボタンをクリックしただけで、「契約が完了した」という文字を表示して、ユーザに多額の利用料を請求する詐欺サイトが存在します。

②偽アプリのインストール（フェイクアラート、スケアウェア）

インターネット利用中に、突然「パソコンがウイルスに感染しています」などの嘘の警告（フェイクアラート）を表示して、偽アプリのインストールを促す悪意ある Web サイトがあります。この偽アプリをインストールしてしまうと、個人情報やクレジットカード情報を盗まれたり、マルウェアに感染させられたりする可能性があります。

被害を防ぐためには、ポップアップ広告をブロックする設定にしたり、信頼できない Web サイトからアプリのダウンロードは決して行わないようにしたりすることが有効です。

- 
- ▶ シーン別に情報の扱い方が学べる実用的な構成
 - ▶ ネット上のトラブル対策など、豊富な事例で具体的に解説
 - ▶ 巻末に要点復習のための習得度チェックシートを収録
- 